

『東三河後見センター』会報 第73号

発行者：認定 NPO 法人東三河後見センター

〒442-0033

豊川市豊川町辺通 4-4 豊川商工会議所 3 階

令和 7 年 9 月 30 日発行

電話 (0533) 80-2707

FAX (0533) 80-2708

ホームページアドレス：<http://higashimikawakouken.or.jp>

随感随筆 17

「危険な暑さにご注意ください。」この夏しきりにアナウンスされていました。「危険な暑さ」とは、人の体温以上となり、暑さ指数が 31 度を超える状態を言うそうです。（暑さ指数は、人間の熱バランスに影響の大きい気温、湿度、輻射熱の、3 つを取り入れた熱中症の危険度を判断する温度の指標とされています。）気象庁は夏（6～8 月）の日本の平均気温が平年を 2・36 度上回り、1898 年の統計開始以降で最高になったと発表しています。気温上昇に歯止めがかからない状態が続きそうです。みなさまご自愛ください。

センターでは毎月 4 回（火曜日 3 回、土曜日 1 回オンラインのみ）午前中の 2 時間程度、市民後見人と職員による活動内容の報告会・情報交換等を実施しています。8 月 26 日（火）には当法人が事業開始当初より加入している保険について、オンラインで（有）セントラルオフィス代表の森岡真司さんよりご講義いただきました。職員、市民後見人の 24 名が出席し、保険内容について共有するとともに被後見人等に対して支援者が安心して権利擁護支援に携われると感じました。

今後の権利擁護支援の展開について

8 月 25 日 0 時が締め切りとなっていた、法務省の法制審議会民法（成年後見等関係）部会の中間試案に対するパブリックコメントについて、当法人としての意見の集約はできませんでした。が、法人より 2 名が意見を提出しました。

「わたしたちのことを、わたしたち抜きで決めないで」（国連障害者権利条約スローガン）、「本人中心主義・本人参加の重要性」（各種意思決定支援のガイドラン）を基軸とした権利擁護支援としての仕組みをどの地域でも同じように構築し実践していくことが重要です。成年後見人等だけではなく地域の支援者・団体と連携し、協働しながらチームで権利擁護支援が展開できることを願っています。

障害者権利条約は、「全ての人に法的能力がある」とされており、権利擁護支援（成年後見制度）を利用する際にも「全ての人に同意能力がある」という前提で働きかけることが本人の意思を尊重する制度とあわせて意思決定支援につながるものと思われます。民法 858 条には「成年後見人は、成年被後見人の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務を行うに当たっては、成年被後見人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない。」とあり、成年後見人等の職務としての「身上保護」と「財産管理」を行う時には、「本人の意思を尊重」し「本人の状況に配慮しなければならない」として、私たち成年後見人等の活動の指針、羅針盤ともされています。では、「本人の意思を尊重する」とは、なにをどうすることなのでしょう？そのジャッジは？成年後見人等の個々人の捉え方に差が生じてしまう曖昧な状況にあるように感じられます。民法改正議論の機会にこの曖昧さを払拭して、誰にでもわかる共通の意味づけ、権利擁護支援者各人の意識づけの促進が重要になってくると思います。

各地域で権利擁護支援者の養成が進行中

この暑い期間に、権利擁護支援に対する意識のある 11 名の受講者が令和 7 年度新城市養成講座の基礎研修課程を修了し、実務研修課程へ進みました。9 月 6 日（土）にはイオンモール豊川 3 階イオンホールにて川端伸子氏（（一社）権利擁護支援プロジェクトともす代表）による令和 7 年度豊川市成年後見制度シンポジウムと豊川市市民後見人養成講座説明会を豊川市、豊川市成年後見支援センター、当法人で実施しました。当日はシンポジウム 89 名、説明会 42 名の参加がありました。権利擁護支援への熱量が高まりつつあるように感じています。（代表理事 工藤明人）

理事就任のご挨拶

伏木 勇

このたび、東三河後見センターの理事に就任させていただくことになりました伏木（ふしき）と申します。現在、豊橋市で社会保険労務士、行政書士、社会福祉士事務所を開業しております。元理事で友人であった舟越正行先生の後を引き継ぐ形で承ることとなりました。微力ではございますが、地域の皆さまとともに、高齢者や障がいをお持ちの方々の安心と尊厳ある暮らしの実現に貢献できるよう、誠心誠意努めてまいります所存です。



現代の日本社会は、少子高齢化や核家族化が進行し、これまで家族や地域が担ってきた支援の形が大きく変化しています。そのような中で、後見制度の果たす役割はますます重要性を増しており、本人の意思を尊重しながら、適切な支援を提供する仕組みづくりが急務となっています。

東三河後見センターは、成年後見制度の利用促進だけでなく、地域に根ざした相談支援や人材育成、関係機関との連携強化など、多岐にわたる活動を展開されています。これらの活動は、まさに利用者一人ひとりの尊厳を守るための取り組みであり、今後さらに重要性を増していくものと確信しております。その一翼を担わせていただくことに、大きな責任と同時にやりがいを感じております。

これまで法律・福祉・医療といった分野に関わってまいりましたが、私自身も成年後見人として、多くのご本人やご家族の声に触れてまいりました。その経験を活かしながら、東三河地域に暮らす皆さまが安心して自分らしく生きられる環境を整えるため、制度の周知・啓発や支援体制の充実に努めてまいります。

また、理事としての役割を果たすとともに、地域住民や関係機関の皆さまと密に連携し、信頼されるセンター運営に力を尽くす所存です。今後とも、ご指導ご鞭撻のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。

令和7度新城市市民後見人養成講座が始まりました

昨年度に引き続き「令和7年度新城市市民後見人養成講座」が、新城市主催、東三河後見センターと新城市社会福祉協議会の協働実施で、7月19日（土）より始まりました（会場は主に「しんしろ福祉会館」3F）。出席者は男性2名、女性9名の11名です。

初日には、開校式とオリエンテーションが実施され、工藤代表より「市民後見人概論」の講義が行われました。また2日目の8月2日（土）には、市民後見人の山口裕啓氏が「市民後見人の実践報告」を行いました。

3回目の8月23日（土）で基礎研修が修了し、9月6日（土）より12月6日（土）にかけて、実務研修が6回にわたって開催される予定です。

（文責 井上裕一）

家族と支援者のものがたり

加藤 勝美

プロローグ

成年後見制度は、被後見人等の財産管理、身上保護を目的とし、それによって本人の権利を擁護するものです。しかし、本人の周りには家族や支援者なども関わっています。そういった人たちのことも同様に考える必要があります。それがひいては本人のためになります。今回は、家族や支援者に焦点を当て、印象の強かった3例を紹介します。（個人を特定できないよう人物の設定は変えています。）

1. もう後見人ではないのですが

Aさんは、療養型の病院に入院していました。私が関わったころには、退院が見込めない状態でした。Aさんには弟がいて、Aさんに何かあったら、親族として動いてもらうよう話をしてありました。

ある日、弟は親の代から引き継いだ焼き肉店を多額の借金を抱えて倒産させてしまいました。そして、「こんな状態なので、兄のことまで考えられない。叔母がいるので、何かあったら叔母の方に話をしてほしい。」

と連絡がありました。この叔母は、Aさん兄弟のことを小さいころから気にかけていてくれた方でした。それからは、叔母と連絡を取り合い、Aさんとの面会に誘ったりもしました。しかし、Aさんの体はだんだん弱ってきました。病院の看護師が、

「もう内臓の機能は果たしていないはずなのに」

と、生理食塩水の点滴を打っているAさんを見て、不思議そうに言いました。私には、Aさんには“生”以外の選択肢はないように思えました。これが生きとし生けるものの本来の姿だと思い、Aさんの力強さに感動しました。しかしある日、Aさんの心臓は止まりました。

葬儀などは、叔母が率先して行ったようです。弟はAさんが茶毘に付されるまで一緒には居たそうですが、何もしていません。実はこの弟なのですが、話していると、浪費癖があって、他者の気持ちもあり理解できないという特性があるのではないかと思われました。

相続人はこの弟しかいないので、Aさんの全財産を弟に引き継ぎました。ただ、Aさん兄弟は韓国籍のため、凍結された口座からお金を引き出すことができませんでした。韓国には原戸籍がないので、兄弟（つまり相続人）であるという証明ができないのです。そのことで何度も弟から相談の電話がありました。私も出入国管理局に問い合わせるなど、色々試みました。ある時その弟から、

「大韓民国民団に相談してみる。」

と連絡がはいってから、電話はかかってなくなりました。

それから1年ほど経って、叔母から電話がありました。

「(Aさんと弟は)韓国籍なので、銀行からお金が引き出せない。どうにかならないでしょうか。」というものでした。この件については、私がしゃしゃり出たところでどうにもならないと分かっていたのですが、生命力の強さを見せてくれたAさんの弟のためです。弟と叔母とでAさんの口座のある銀行へ行きました。銀行では私が必死で事情を話しました。するとその支店長が、

「事情は分かりました。今回は私の裁量で口座から引き出せるようにしましょう。」

と言ってくれたのです。叔母はとても喜んでいましたが、弟はのどから手が出るくらいお金が欲しいはずなのに、支店長にお礼も言わず、能面のような顔をしています。銀行からそろえるべき書類を聞き、私たちは別れました。翌日、叔母から電話があり

「あれから、(弟に) すぐに書類をそろえて銀行に行きなさいと言ったのに、ああだこうだと言って全然行動を起こさない。いい加減私も頭にきています。」

とのこと。その後はどうなったかわかりません。

キーパーソンとしていた親族(弟)が、人の意向も気にせずやりたい放題の特性がある方でしたので、もし叔母がいなかったら、後見活動も死後事務も大変だったと思います。



2. 誰が助けてくれるの

Bさんは、一人暮らしです。私が保佐人に就任してまず、少し離れた所に住むBさんの姉に電話を入れると、

「自分も歳のため体が思うように動きません。妹のところに行くことも困難になりました。あとは福祉の方々をお願いしたい。」

とのこと。何かあれば、連絡は取らせてもらうという約束をし、挨拶を終えました。

次に福祉の方々、つまり介護保険利用に関わっている人たちと話し合いをしたいと考えました。Bさんに関わっているのは、ケアマネジャー、訪問介護事業所(ヘルパー)、訪問看護事業所、福祉用具貸与事業所、医師、薬剤師、そして町内の方々です。Bさんは大金を現金で持っている方で、そのお金でヘルパーに食料や日用品を買ってもらってきていました。しかし、認知症が進み現金の管理が怪しくなってきたという事で、保佐人が選任されたのです。今後の代金の支払い方や現金管理のし方を支援者間で認識統一したいと思いました。そこで、ケアマネジャーに担当者会議を開いてほしいと頼みましたが、

「皆さん忙しくて、一斉に集まる日時が持てない。」

という返事でした。

それからは、各支援者が、自分の考えのみに則った支援を展開していきました。Bさんにしてみれば、それぞれに違うことを言ってくるし、自分が訴えたことがきちんと然るべきところに伝わっているかわかりません。不満が出てきて当然です。私が訪問すると、怒ったり、気力なく対応されたりすることもしばしばありました。「安楽死の薬が欲しい」という言葉も口にしました。実行するかしないかではなく、こういった「言葉」が発せられる原因を考えることが重要です。ある日、ケアマネジャーから、

「今から担当者会議をします。来られなかったら、契約書をBさん宅においておくので、書いておいってください。」

と電話がありました。私はその日の自分の仕事を差し置き、急ぎBさん宅へ向かいました。会議内容は、訪問看護事業所を変更することについてでした。保佐人は詳細を知らなくても契約書だけ署名してくればそれでいいと考えていたのでしょう。

Bさんのことを思う気持ちは皆同じです。しかし、いえ、だからこそ支援者間でもお互いの仕事を理

解、尊重し合うべきです。支援者一人一人は、一生懸命仕事をしています。でもBさんの精神的な部分は、ないがしろにされています。これが解決すれば、Bさんの「安楽死の薬」要求もなくなることでしよう。私にとっての課題でもあります。

3. 「こんなことありました」そして「ありがとう」

Cさんは、一人暮らしです。今、Cさんは血糖値が異常に高い状態です。

Cさんに関わっているのは、隣町に住む姉、訪問介護事業所（ヘルパー）、就労支援事業所です。血糖値の件については、誰もが皆真剣に考えています。透析が必要になったら大変ですから。

まずヘルパーです。食事の材料を買ってくるのですが、Cさんが

「うどん2個とみかん3個が欲しい。」

と注文し、その量が多いとヘルパーが判断すると、

「医者から控えるように言われていますよね。1つずつにしましょう。」

と、理由を説明して、血糖値によくない食材を減らして買ってきています。

次に就労支援の事業所です。Cさんには運動も必要なので、昼休憩の時に毎日15分ほどエアロバイクに乗るよう指示しています。また、

「昨日何食べた？おやつは食わずに済むものなら食べないでおこうか」

と、声掛けしています。

そして姉も、Cさんが何かと欲しいと言うようですが、さすがに家族ですね。

「そんなのいらんでしょ？」

と、一喝することもあるようです。

そんな支援者の方々は、Cさんについて必要と思われれば、お互い連絡を取り合っています。そして、Cさんに対して他者が支援してくれたことには、自分のことのように「ありがとう」とお礼を言っています。私も医師より数値や今後の対応策などを聞くと、Cさんにはもちろん他の方々にも都度報告しています。Cさんのことを考え、自分ができることをし、他者との連携を図るのは、楽しいとさえ感じます。そのおかげか、今少しずつCさんの血糖値は下がってきています。でもまだ高値であることには変わりません。今後も続けていきたい関係性です。



エピローグ

被後見人等にとって、家族や支援者は自身の生活を左右する重要な存在です。後見活動を行うにあたって、その一人ひとりの立場や性格をある程度分かっていると、適切な対応を考えやすいです。また、支援者も後見人も人間です。対応を間違えることもあります。そこは、被後見人等のためを思って、シチュエーションに合った行動で乗り切りたいと思います。

会 員 紹 介

佐藤 美和恵



私は、令和6年度新城市市民後見人養成講座を受講し、この春からお一人担当させていただいております。市民後見人になろうと思ったのは、2年前でしたが、知り合いから新城で受けた方が勉強になると勧められ昨年受講しました。

何かやらなきゃ・・・今まで災害が起こるたびに、災害ボランティアを検討して来ましたが、私の体力では逆に足手まとい。何か自分でできる社会貢献をしたいと探していました。人のために何かできないかとずっとモヤモヤしていました。

50歳過ぎてから社会福祉士を取得し、若いころは勉強大嫌いでしたが、大人になってから勉強が楽しくなってきました。次は何の勉強をしようかと思っていた時に後見人の仕事を知りました。

私は豊橋でデイサービスとケアマネ事務所を経営しており、複数の問題を抱えた家族・一人暮らしで身寄りのいない方たちも担当しております。困った方ほど警戒心が強く、何故お金を支払ってそんな制度を使う必要があるのかと激怒されるケースもありましたが、いざ今の暮らしが困難となった場合でも見放すことはできません。そしていざという時が年末年始、GW等の大型連休で行政・病院は休みといった時にやってきます。何とか一緒に乗り切らないといけない状況に多々陥ってきました。

でも仕事は楽しいです！！趣味は？と聞かれたらつるバラ栽培と仕事です。あと美味しいものを食べること！！はさておいて。

私が目指す後見人像は、本人の望む生活≡本人のできる生活をサポートしていく。そんな後見人になりたいと思っています。当初はケアマネと近いジャンルだと思っていましたが、全く違うジャンルで範囲も広くとても勉強になります。これからもどうぞ宜しくお願いいたします。

令和 7 年度 正会員・賛助会員費納入者及び寄付者一覧

多くのご支援を賜りありがとうございます。

(令和 7 年 9 月 15 日現在)

正会員費納入者（敬称略） 52 名（うち匿名 2 名）

- ・齋藤尚 ・荻邦子 ・加藤啓子 ・花田玲子 ・中村成人 ・小野晴美 ・樫山伸次 ・今泉全勝
- ・西川邦輔 ・山口裕啓 ・池田進 ・池田妙子 ・工藤明人 ・彦坂敏 ・古川伸 ・本多啓枝
- ・佐藤美子 ・岡本守 ・今泉博充 ・影山恒太 ・杉山智子 ・山口雅敏 ・加藤勝美 ・二村良子
- ・鈴木光子 ・長谷川愛 ・田中幸一 ・豊田和浩 ・神谷典江 ・長坂宏 ・中島由恵
- ・長谷川卓也 ・三浦正博 ・近藤由美子 ・古瀬修 ・北沢悦子 ・村川賢一 ・金田貴子
- ・高柳大太郎 ・井上裕一 ・山本達也 ・阿部田久美子 ・梅田大己 ・田中剛 ・武重傳
- ・水野遠次 ・緒河睦子 ・福住幸子 ・杉浦弥生 ・小林佳子

賛助会員費納入者（敬称略） 78 名（うち匿名 7 名）

- ・廣田祥久 ・都築昭吉 ・足木充邦 ・岡本由紀子 ・津田匂子 ・篠原泰三 ・佐藤美和恵
- ・西田初美 ・平山真澄 ・磯村隆樹 ・加藤正則 ・加藤明代 ・樋口茅子 ・中谷芳孝
- ・山内康敏 ・寺部美代子 ・田村真美子 ・鶴巻信一 ・中村八重子 ・平松美代 ・金沢富雄
- ・伊藤文則 ・大須賀康 ・夏目みゆき ・惣ト厚子 ・水野登代子 ・松田朝夫 ・夏目滋
- ・額額光幸 ・石原紀久代 ・北村隆信 ・秋田誠二 ・清水則子 ・藤倉陽子 ・小川祐子
- ・片岡京子 ・吉本京子 ・八木憲一郎 ・小栗久美 ・中野正二 ・伊與田千鶴子 ・大橋茂樹
- ・内藤加代子 ・室田美知代 ・斎藤啓治 ・大林充始 ・成瀬明子 ・河村祐子 ・佐々木宏直
- ・佐々木直子 ・森岡真司 ・稲垣良子 ・遠山恵子 ・豊田弘子 ・荒川暁子 ・田村陽子
- ・彦坂ケサエ ・廣永義昭 ・藤戸繁美 ・西田妙子 ・工藤栄 ・有川良子 ・新村知弘
- ・松本真理子 ・大山美保 ・丸山博子 ・坂柳ゆかり ・杉原昌博 ・中野公平 ・林梨絵
- ・山口純子

法人正会員費納入者（納入順、敬称略） 0 法人

法人賛助会員費納入者（納入順、敬称略） 5 法人

- ・(有)フレンドリーハート ・豊川市手をつなぐ育成会 ・(一社)豊川市医師会
- ・豊川精神障がい者家族会むつみ会 ・蒲郡市社会福祉協議会

寄付者（敬称略） 38 名（うち匿名 5 名）

- ・池田進 ・彦坂敏 ・古川伸 ・本多啓枝 ・荻邦子 ・梅村勝久 ・花井昭典 ・花井則文
- ・佐藤美子 ・中村成人 ・北村隆信 ・額額光幸 ・蟹江充子 ・和田肇 ・小川祐子
- ・山口裕啓 ・山口雅敏 ・二村良子 ・山本達也 ・村川賢一 ・野呂壽海雄 ・鈴木光子
- ・岡本守 ・勝見康夫 ・中島由恵 ・長谷川卓也 ・三浦正博 ・北沢伊 ・斎藤歯科医院
- ・小林修 ・松下啓子 ・福住幸子 ・加藤勝美

東三河後見センターの今後の予定(10 月～12 月)

☆ミーティング 開催日 毎月 4 回 火または土曜日 午前 9 時 30 分～午前 11 時
(毎月 1 回土曜日は、オンラインのみとします)

場 所 豊川商工会議所 1 階第 2 会議室または 3 階第 3 研修室

※日程等の詳細は HP をご覧下さい <http://higashimikawakouken.or.jp>

○理 事 会 11 月 21 (金) 14:00～ 豊川商工会議所第 5 会議室

○冬 季 休 暇 12 月 29 日 (月) ～1 月 4 日 (日)

○事務局会議 10 月 21 日 (火)、11 月 18 日 (火)、12 月 16 日 (火) 13:30～ 事務所内

認定 NPO 法人東三河後見センター利用状況一覧

★法定成年後見制度利用者

(令和 7 年 9 月 15 日現在)

	後 見	保 佐	補 助	後見等監督	合 計
令和 7 年 4 月 1 日現在受任者数	76 名	36 名	12 名	1 名 (保佐)	125 名
今年度受任者数 (令和 7 年 4 月～)	5 名	0 名	0 名	0 名	5 名
今年度終了者数 (令和 7 年 4 月～)	3 名	2 名	1 名	0 名	6 名
令和 7 年 9 月 15 日現在合計	78 名	34 名	11 名	1 名	124 名

★任意後見制度利用者利用者

任意後見受任者	0 名	任 意 後 見 人	0 名	任意後見契約終了者	0 名
---------	-----	-----------	-----	-----------	-----

★市町別受任一覧 (法定成年後見制度。被後見人等の住民票の住所地で示してあります)

	豊川市	新城市	豊橋市	蒲郡市	田原市	設楽町	その他	合 計
認 知 症	13 名	7 名	3 名	3 名	0 名	0 名	岡崎 1、湖西 1	28 名
知的障がい者	29 名	8 名	12 名	3 名	1 名	14 名	名古屋 1、岡崎 3	71 名
精神障がい者	12 名	1 名	8 名	1 名	0 名	1 名	幸田 1、東栄町 1	25 名
合 計	54 名	16 名	23 名	7 名	1 名	15 名	8 名	124 名

★市民後見人が担当している利用者数

	後 見	保 佐	補 助	合 計
認 知 症	6 名	7 名	1 名	15 名
知的障がい者	29 名	5 名	5 名	39 名
精神障がい者	5 名	0 名	0 名	5 名
合 計	40 名	12 名	6 名	58 名

市民後見人 26 名の方が上記表の 58 名の後見事務を担当しています。

※「市民後見人」とは、当法人が名古屋家庭裁判所豊橋支部に提出している市民後見人候補者名簿登載者で、市民後見人活動に関する合意書を締結後、後見等の事務担当者として任命し、実際に活動している方のことをいいます。

認定 NPO の維持・継続をめざして 賛助会員・寄付金のお願い

(令和 7 年 4 月 1 日 ~ 令和 7 年 9 月 15 日現在)

○ 賛助会員費納入者 : 83 名 (法人賛助会員 5 法人含む)

○ 寄 付 者 : 38 名

◎ 認定寄付者人数 : 108 名 (年間目標 100 名達成!!)

年 会 費

個人正会員 5 千円

法人正会員 1 口 2 万円以上

個人賛助会員 3 千円以上

法人賛助会員 1 口 1 万円以上

★愛知県より令和 7 年 2 月 13 日～令和 12 年 2 月 12 日までを有効期間とする認定 NPO の認定を受けています (令和 7 年 1 月 10 日付認定)。ご支援・ご協力をお願いします。

編集後記 暦の上では秋ですが、9 月に入っても猛暑日の連続でした。汗をぬぐいながらの編集作業でしたが、会員の皆様のご支援に感謝しつつ、今号も無事発行することができました。皆様のお手元に届く頃には、満開の彼岸花が秋の訪れを告げていることでしょう。 (井上 裕一)